様式第６号㈡〔規則第９条〕

日本工業規格Ｂ列５番

番　　号

２　級　技　術　検　定　合　格　証　明　書

本　籍

氏　名　　写真

年　　月　　日生

建設業法の規定に基づく　　に関する２級の技術検定に合格した

ことを証し、２級　　技士と称することを認める。

年　　月　　日

国　土　交　通　大　臣　　印

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中施工技術検定規則第四条第一項第五号の改正規定は、平成二十一年八月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行前に交付した改正前の施工技術検定規則別記様式第六号による合格証明書は、改正後の施工技術検定規則（以下「新規則」という。）別記様式第六号による合格証明書とみなす。

３　正後のこの省令の施行前に建設業法第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けていた者から新この省令の施行前に交付した改正前の施工技術検定規則別記様式第六号による合格証明書は、改書の再交付の申請があった場合に交付する合格証明書の書換え又は新規則第十一条の交付を受けていた者からの明書の様式については、新規則別記様式第六号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

告　示

○総務省告示第三百六十二号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十二年法律第百十一号）第二条第一項に規定する相互承認協定の規定により行われた同法第三十条第一号に掲げる処分について、同条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月七日　　総務大臣　佐藤　勉

日欧協定の規定による登録

⑴　TELEFICATION B.V.

ア　登録年月日　平成16年10月12日

イ　住所　Edisonstraat 12A, 6902 PK Zevenaar, オランダ

ウ　登録に係る区分

㋐　端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「認定規則」という。）第４条各号に定める区分

㋑　電波法（昭和25年法律第131号。以下「電波法」という。）第38条の２第１項各号に掲げる事業の区分

⑵　CETECOM ICT Services GmbH

ア　登録年月日　平成16年10月12日

イ　住所　Untertürkheimer Str. 6―10, 66117 Saarbrücken, ドイツ

ウ　登録に係る区分

㋐　認定規則第４条各号に定める区分

㋑　電波法第38条の２第１項各号に掲げる事業の区分

⑶　BABT

ア　登録年月日　平成18年５月11日

イ　住所　Churchfield Road, Walton-on-Thames, Surrey KT12　2TD, イギリス

ウ　登録に係る区分　電波法第38条の２第１項第１号に掲げる事業の区分

⑷　Phoenix Testlab GmbH

ア　登録年月日　平成18年６月12日

イ　住所　Königswinkel 10, 32825 Blomberg, ドイツ

ウ　登録に係る区分　電波法第38条の２第１項各号に掲げる事業の区分

⑸　KTL

ア　登録年月日　平成19年９月10日

イ　住所　Saxon Way, Priory Park West, Hull, HU13　9PB, イギリス

ウ　登録に係る区分

㋐　認定規則第４条各号に定める区分

㋑　電波法第38条の２第１項各号に掲げる事業の区分

⑹　EMCCert Dr. Rasek GmbH

ア　登録年月日　平成19年９月10日

イ　住所　Boelwiese 5, 91320 Ebermannstadt, ドイツ

ウ　登録に係る区分　電波法第38条の２第１項各号に掲げる事業の区分

⑺　BV LCIE

ア　登録年月日　平成21年５月12日

イ　住所　33, avenue du Général Leclerc, F 92260 Fontenay-aux-Roses, フランス

ウ　登録に係る区分　電波法第38条の２第１項各号に掲げる事業の区分

○総務省告示第三百六十三号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十二年総務省・経済産業省令第二号）第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百三十八号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の技術基準適合証明等の文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月七日　　総務大臣　佐藤　勉

１の表中

EMCCert Dr. Rasek GmbH	206

を

EMCCert Dr. Rasek GmbH	206
BV LCIE	207

に改める。